

| 平成27年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会 会議録第1号 | | | | | | |
|-----------------------------------|--------------------------------------|------------|--------|---------------------|---------|----|
| 招集年月日 | 平成27年8月26日 | | | | | |
| 招集の場所 | 杵藤地区広域市町村圏組合議場 | | | | | |
| 開閉の日時 及び宣告 | 開 会 | 平成27年8月26日 | 午後2時8分 | 議 長 | 田口 好秋 | |
| | 閉 会 | 平成27年8月26日 | 午後3時2分 | 議 長 | 田口 好秋 | |
| 出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 × | 番 号 | 氏 名 | 出欠 | 番 号 | 氏 名 | 出欠 |
| | 1番 | 前 田 敏 美 | ○ | 10番 | 水 川 一 哉 | ○ |
| | 2番 | 末 藤 正 幸 | ○ | 11番 | 永 尾 光 次 | ○ |
| | 3番 | 川 原 千 秋 | ○ | 12番 | 田 中 源 一 | × |
| | 4番 | 藤 田 洋一郎 | ○ | 13番 | 西 原 好 文 | ○ |
| | 5番 | 松 尾 勝 利 | ○ | 14番 | 田 島 健 一 | ○ |
| | 6番 | 徳 村 博 紀 | ○ | 15番 | 白 武 悟 | ○ |
| | 7番 | 谷 口 太一郎 | ○ | 16番 | 岩 島 正 昭 | ○ |
| | 8番 | 田 口 好 秋 | ○ | 17番 | 坂 口 久 信 | ○ |
| | 9番 | 梶 原 睦 也 | ○ | | | |
| 会議に出席 した者の職 及び氏名 | 職 名 | 氏 名 | 出欠 | 職 名 | 氏 名 | 出欠 |
| | 管 理 者 | 小 松 政 | ○ | 消 防 長 | 一ノ瀬 敏夫 | ○ |
| | 副 管 理 者 | 樋 口 久 俊 | ○ | 消 防 次 長 | 森 山 正 明 | ○ |
| | 事 務 局 長 | 松 尾 和 久 | ○ | 消 防 次 長 兼 警 防 課 長 | 土 井 稔 康 | ○ |
| | 会 計 管 理 者 | 村 山 美 智 子 | ○ | 消 防 本 部 総 務 課 長 | 下 村 浩 信 | ○ |
| | 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長 | 中 島 剛 | ○ | 消 防 本 部 予 防 課 長 | 吉 岡 和 久 | ○ |
| | 電 子 計 算 セ ン タ ー 所 長 | 小 森 啓 一 郎 | ○ | 消 防 本 部 通 信 指 令 課 長 | 八 田 定 文 | ○ |
| | 環 境 施 設 課 長 兼 ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長 | 棚 町 信 也 | ○ | 監 査 委 員 | 西 川 平 七 | ○ |
| | 介 護 保 険 事 務 所 所 長 兼 総 務 管 理 課 長 | 大 串 晃 | ○ | | | |
| 介 護 保 険 事 務 所 業 務 課 長 | 山 田 久 美 子 | ○ | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 付 議 事 件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

(1) 会 期 平成27年 8月26日 (水) 1日間

(2) 日 程

| 月・日 (曜) | 摘 要 |
|-----------|---|
| 8月26日 (水) | 開会・開議 (午後2時) 議長報告 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 杵藤地区広域市町村圏組合議会副議長選挙について 議案の一括上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第16号議案～第22号議案) (質疑・討論・採決) 閉会 |

2. 議事日程について

| | |
|--------------------------|--|
| 議事日程 | |
| 平成27年 8月26日（水曜日） 午後2時 開議 | |
| 日程第1 | 議長報告 |
| 日程第2 | 議席の指定 |
| 日程第3 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第4 | 会期の決定 |
| 日程第5 | 杵藤地区広域市町村圏組合議会副議長選挙について |
| 日程第6 | 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明） |
| 日程第7 | 第16号議案 杵藤地区広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決) |
| 日程第8 | 第17号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定 (質疑・討論・採決) |
| 日程第9 | 第18号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定 (質疑・討論・採決) |
| 日程第10 | 第19号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定 (質疑・討論・採決) |
| 日程第11 | 第20号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回） (質疑・討論・採決) |
| 日程第12 | 第21号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2回） (質疑・討論・採決) |
| 日程第13 | 第22号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回） (質疑・討論・採決) |
| 閉 会 | |

午後 2 時 8 分 開会

○議長（田口好秋君）

それでは、8月定例会に入ります。

本日、12番田中源一議員が欠席であります。

ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成27年杵藤地区広域市町村圏組合議会8月定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 議長報告

○議長（田口好秋君）

日程第1. 議長報告であります。

このたびの太良町議会議員選挙において見事当選されるとともに、組合規約第5条第2項の規定により、坂口久信氏が組合議会の議員に就任されました。御当選を心からお祝い申し上げますとともに、就任の御報告を申し上げます。

ここで、坂口議員より挨拶を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。

○坂口久信議員

皆さんこんにちは。先ほど議長のほうからありましたとおり、太良町議会の坂口です。太良町議会では、議長が杵藤広域圏市町村組合の議員ということで充て職となっておりますし、また、再度この席に来させていただきまして、市長さん初め、市議の皆さん、町長さん、町議の皆さん方、知り合いの方もいるかと思いますが、皆さん方の足を引っ張らないように頑張りたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

終わります。（拍手）

○議長（田口好秋君）

どうもありがとうございました。

日程第2 議席の指定

○議長（田口好秋君）

次に、日程第2. 議席の指定を行います。

ただいま御報告申し上げましたとおり、本組合の議員として就任されました坂口久信議員の議席番号を17番と指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（田口好秋君）

次に、日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員として、

6番 徳村博紀 議員

11番 永尾光次 議員

14番 田島健一 議員

の3名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（田口好秋君）

次に、日程第4．会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、8月26日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は8月26日の1日間と決定することにしました。

日程第5 杵藤地区広域市町村圏組合議会副議長選挙について

○議長（田口好秋君）

次に、日程第5．杵藤地区広域市町村圏組合議会副議長選挙についてであります。

末次利男氏の副議長としての任期が本年8月10日で終了いたしましたので、地方自治法第103条第1項の規定に基づき、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項の規定による投票による方法と、同条第2項の規定による指名推選による方法がありますが、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名推選につきましては、選考委員を選出して指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。

次に、選考委員の選出についてお諮りいたします。

選考委員は、構成市町から各1名の計7名で構成したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（田口好秋君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、選考委員の代表の方から副議長の選考結果について御報告をお願いいたします。

○15番（白武 悟君）

選考委員によります選考の結果について報告を申し上げます。

慎重に選考いたしました結果、満場一致で17番の坂口議員を推薦することに決定いたしました。

○議長（田口好秋君）

ありがとうございました。

ただいま選考委員の代表の方から17番議員坂口久信氏を指名推選したい旨の御報告がありました。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議がないようですので、坂口久信議員を杵藤地区広域市町村圏組合議会副議長に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名されました坂口久信議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、坂口久信議員が杵藤地区広域市町村圏組合議会副議長に当選されました。

本席から、坂口久信議員が副議長に当選されたことを告知いたします。

ここで、新しく副議長に当選されました坂口久信議員から御挨拶をお受けしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（坂口久信君）

先ほど副議長という重責を気づかりました。本当にありがとうございます。今後は、議長を補佐しながら、皆様方の足を引っ張らないように、そして円満な議会運営ができますように努力いたしますので、ひとつよろしくお願いします。（拍手）

○議長（田口好秋君）

どうもありがとうございました。

日程第6 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（田口好秋君）

それでは、日程第6．議案の一括上程であります。第16号議案から第22号議案までの7議案を一括して上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（小松 政君）

本日、ここに平成27年杵藤地区広域市町村圏組合議会8月定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

まず、さきの太良町議会議員選挙において当選され、当組合議員に御就任いただき、また先ほどは組合副議長に当選されました坂口議員に対しまして、私からも心よりお祝い申し上げます。今後も当組合の運営に関しまして御協力よろしくお願いいたします。

それでは、本日の定例会に提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

今定例会に提案しております案件は、条例改正1件、決算認定3件及び補正予算3件の合計7件でございます。

第16号議案 杵藤地区広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が本年10月より施行されることに伴い、番号法と条例の整合性を図るため、改正するものでございます。

第17号議案から第19号議案までの平成26年度一般会計及び特別会計の決算認定については、後ほど会計管理者が概要を御説明いたします。

第20号議案から第22号議案までの平成27年度一般会計及び特別会計の補正予算は、主に平成26年度決算に伴う繰越金の処理、負担金及び事業費の調整を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第7 第16号議案

○議長（田口好秋君）

次に、日程第7. 第16号議案 杵藤地区広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（松尾和久君）

第16号議案 杵藤地区広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の1ページから3ページ、それと、議案説明資料として追加配付しております第16号議案追加資料「例規案の概要」、これをもって御説明をしたいと思います。

まず、改正の理由でございます。

第16号議案追加資料をごらんください。

平成25年5月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定され、本年10月5日から全ての国民に個人番号が付番されます。この番号法では、個人番号を、その内容に含む個人情報について特定個人情報と定義し、また、他の自治体等と特定個人情報を照会・提供した際の記録について、情報提供等記録と定義し、これら特定個人情報と情報提供等記録について、より厳格な保護措置を講ずることとしておりまして、地方公共団体に対し、番号法の趣旨を踏まえた必要な措置を講ずることを求めています。

このため、特定個人情報と情報提供等記録の取り扱いについて、番号法と条例の整合性を図るため、条例の改正を行うものでございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

第1条では、特定個人情報及び保有特定個人情報の用語の定義、保有特定個人情報の提供の制限について新たに規定します。また、条文の整備として、第2条第1号の個人情報の定義について、現行では「生存する個人に関する情報」とありますが、「生存する」を削除し、「個人に関する情報」に改め、死者の情報についても保護の対象とするよう改正します。

第2条では、番号法第29条に基づく特定個人情報の保護のための措置として、目的外利用、外部提供、開示・訂正請求・利用停止等請求について必要な規定を追加するものです。保有特定個人情報の利用の制限について新たに規定し、また、開示・訂正の請求権について、現行個人情報保護条例では本人及び法定代理人について認めていますが、番号法では任意の代理人による請求も認めておりますので、第14条第2項について改正を行っております。

これに伴い、関連する第15条（開示請求の手續）、第26条（訂正請求権）の条文を整理しております。また、特定個人情報利用停止請求権については、第32条の2として新たに規定します。利用停止請求ができる事由を規定するものです。利用停止等の請求ができる事由は、参考資料の利用停止等の措置欄に記載しているとおりでございます。

次に、改正条例第3条は、情報提供等記録の保護のための措置にかかわるものでございまして、まず、情報提供等記録の用語の定義、情報提供等記録の利用の制限について新たに規定します。これは、その目的外利用を認めないようにするものです。

次に、情報提供等記録の利用停止等の請求について、番号法第30条では、情報提供等記録について利用停止の請求を認めていませんので、条例においても請求を認めないようにします。

次に、情報提供等記録を訂正した場合の個人情報の提供先への通知について、また、情報提供等記録の開示・訂正の移送について、番号法第30条に基づく必要な措置を規定しております。

以上、改正条例の主な内容で、このほか関係する法令の改正に伴う引用条文の整備など、その他必要な用語の見直しを行っております。

議案書の3ページをお願いいたします。

最後に、施行期日について御説明いたします。

附則において、この改正条例の施行日を平成27年10月5日と定めています。具体的には、番号法の施行期日、具体的にこれ以降、通知カードで個人番号が通知されます。

附則第2号で、第2条の規定は平成28年1月1日としています。個人番号の利用開始の日ということで、具体的にはこれ以降個人番号カードの交付申請が始まります。

附則第3号で、第3条の規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日と定めています。具体的には、行政機関の間で情報ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供が始まる日ということで、国のほうではただいま平成29年1月という予定で進められているようでございます。

以上で第16号議案についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（田口好秋君）

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑を終わります。

これより討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

討論を終わります。

第16号議案の採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

ここでしばらくお待ちください。白武監査委員、議員席から監査委員席へ御移動をお願いいたします。

〔白武監査委員、監査委員席へ移動〕

日程第8～第10 第17号議案～第19号議案

○議長（田口好秋君）

次に、日程第8. 第17号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定、日程第9. 第18号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定、日程第10. 第19号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○会計管理者（村山美智子君）

それでは、第17号議案から第19号議案までの平成26年度一般会計及び特別会計の決算認定につきまして、歳入歳出決算書により説明させていただきます。

最初に、第17号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算につきまして、御説明申し上げます。

決算書1ページから歳入を記載しております。

3ページ、4ページをお開きください。

歳入の合計でございますが、調定額、収入済額ともに42億8,654万7,224円で、収入未済額はございません。

歳入の項目ごとの金額は、1ページから記載しておりますが、その主な項目について御説明いたします。

まず、1款. 分担金及び負担金は、収入済額32億5,707万2千円でございます。構成市町と介護保険特別会計からの負担金であり、収入全体の76%を占めております。

5款. 繰入金1億9,798万8千円は、職員退職手当基金及び財政調整基金からの繰り入れでございます。

7款. 組合債は、収入済額6億6,620万円で、収入全体の15.5%を占めております。予算現額に対し1億3,890万円の減となっておりますが、これは消防救急デジタル無線等整備事業の繰り越しのためでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

歳出合計でございますが、支出済額は41億1,521万5,314円で、翌年度繰越額が2款. 総務費と5款. 消防費合わせて3億934万2,720円、不用額の合計は6,404万966円となっております。全体の執行率は91.7%でございます。

このうち主な項目を申し上げますと、2款. 総務費は支出済額4億928万7,103円で、支出

総額の9.9%、不用額591万4,897円の主な要因は、総務課及び電算センターの需用費等の減によるものでございます。

4款. 衛生費は、支出済額7億5,309万7,613円で、支出総額の18.3%を占め、不用額1,479万387円の主な要因は、クリーンセンターの工事請負費入札減、需用費等の減でございます。

5款. 消防費は、支出済額28億1,702万2,827円で、支出総額の68.5%を占めております。2億6,194万2,720円を翌年度へ繰り越しており、不用額1,580万4,453円の主な要因は、需用費、役務費の減、委託料の入札減等でございます。

以上の結果、次の7ページに記載しておりますとおり、歳入歳出の差引残額は1億7,133万1,910円となっております。

8ページから47ページまでは、事項別明細書でございます。

92ページをお開きください。

実質収支に関する調書を掲載しております。

平成26年度一般会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額1億7,133万2千円から翌年度へ繰り越すべき財源であります1億904万2千円を差し引いた6,229万円となりました。

以上、平成26年度一般会計歳入歳出決算について、その概要を御説明いたしました。

続きまして、第18号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明申し上げます。

まず歳入について申し上げます。

決算書は48ページからでございますが、50ページ、51ページをお開きください。

歳入の合計ですが、収入済額165億2,650万5,901円、不納欠損額1,927万8,957円、収入未済額8,420万4,760円となっております。収入未済額は、保険料及び介護給付費返還金でございます。

歳入の主なものは、48ページ、49ページに記載のとおり、5款. 支払基金交付金45億2,349万7,373円で、歳入全体の27.4%を占めております。

次いで、4款. 国庫支出金42億2,075万6,580円で25.5%、以下、1款. 保険料26億2,386万727円で15.9%、6款. 県支出金が24億87万6,436円で14.5%、2款. 分担金及び負担金、構成市町からの負担金ですが、23億8,328万2千円で、14.4%の順となっております。

54ページ、55ページをお願いいたします。

歳出の合計は、支出済額162億959万6,685円で、執行率は98.2%でございます。翌年度繰越額はなく、不用額は2億9,905万315円となっております。

歳出の主なものを申し上げます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

2款. 保健給付費が支出済額153億996万4,907円で、支出総額の95%となっております。

次いで、3款. 地域支援事業費が3億5,345万1,527円、1款. 総務費が3億5,127万3,109円で、それぞれ2.2%となっております。

以上により、55ページ記載のとおり、歳入歳出差引額は3億1,690万9,216円となりました。

56ページから83ページまでは、事項別明細書でございます。

93ページに介護保険特別会計の実質収支に関する調書を掲載しております。平成26年度の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた3億1,690万9千円となりました。

以上、平成26年度介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

続きまして、第19号議案 平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず歳入につきまして、84ページ、85ページをお開きください。

歳入合計は、調定額、収入済額ともに978万8,499円ございまして、収入未済額はございません。

1款. 財産収入は基金の運用収入、2款. 繰入金は財政調整基金からの繰り入れ、3款. 繰越金は前年度繰越金でございます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款. ふるさと市町村圏事業費の支出済額543万2,640円で、執行率は61.8%でございます。

事業費の不用額335万4,360円のうち319万3千円は、構成市町で未執行であったため、27年度に繰り越して、対象となる市町に再配分するものでございます。

以上により歳入歳出差引残額は435万5,859円となっております。

88ページから91ページまでは、事項別明細書でございます。

94ページに、ふるさと市町村圏特別会計における実質収支に関する調書を掲載しております。

平成26年度の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた435万6千円となりまし

た。

以上、ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げました。

95ページから財産に関する調書を、102ページには平成26年度市町別負担金一覧表を掲載しておりますので、御参照ください。

以上をもちまして、第17号議案から第19号議案までの決算認定3議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田口好秋君）

ただいま説明がありました決算認定3議案については、西川監査委員、白武監査委員の両名から決算審査を受けております。

それでは、ここで監査委員からの審査結果の報告を求めます。

○監査委員（西川平七君）

皆さんこんにちは。どうもお疲れでございます。監査委員の西川でございます。

それでは、平成26年度各会計の決算を認定に付するに当たりまして、決算審査の概要を御報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の平成26年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書をごらんいただきたいと思っております。

1枚お開きいただきまして、1ページでございます。

ここに、審査の概要ということで5項目報告をいたしております。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、審査に付されました平成26年度の杵藤地区広域市町村圏組合の一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月27日、当組合大会議室におきまして白武監査委員とともに審査を実施したところでございます。

なお、審査意見につきましては両監査委員合議の上であることをまずもって御報告いたしておきます。

審査に当たりましては、決算書及び附属書類を関係の帳簿と、あるいは審査に必要な書類と照合、精査いたしました。また、関係職員に説明を求めまして慎重に審査を実施したところでございます。

その結果、決算の内容、計数ともに適正に計上、表示されておったところでございます。

また、財政の運営及び予算の執行状況も的確に執行されまして、財政運営の効率化と経費の節減にも努められておりまして、健全な財政運営をするための負担金収納や歳計現金の預

金方法等につきましても、効果的で安全な運営がなされておったところでございます。

実質収支及び財産に関する調書につきましても正確かつ適正に処理をされております。

以上、審査の方法や結果を集約して申し上げましたが、詳細にわたりましてはお手元の決算審査意見書にて申し上げますので、ごらんをいただきたいと思っております。

なお、審査意見書の8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

ここに審査結果の総合意見ということで、審査に当たり感じた所見を部門ごとに簡単に述べております。この項目につきましては、毎年、総合意見を述べておるところでございます。

4部門に分けて審査をいたしました。それぞれ所見を述べておりますが、昨年も申し上げた3番目の衛生部門でございます。構成市町のごみ処理量は、ごみ減量化対策の効果もございまして平成15年をピークに毎年減少しておったところでございますが、平成23年度から増加傾向に転じたところでございまして、総搬入量は平成26年度においても対前年比0.3%の増加となっております。今後はさらなる増加を防ぐために構成市町と協力をされ、ごみ減量化及び資源ごみリサイクルへの取り組みをさらに推進していただくことをお願いするところでございます。

その1行下でございます。葬斎公園につきましては、施設の計画的な修繕や火葬炉の大型化など適切な管理運営に努められておりますが、今後は建設後の経過年数を考慮した上で将来的な葬斎公園のあり方について具体的な検討を行うことを要望いたしましたところでございます。

次に、9ページ、介護保険特別会計をごらんいただきたいと思っております。

御承知のとおり、介護保険事業につきましては平成24年度からの第5期事業計画の最終年度として運営をされております。保険料の現年度分の収納率については、前年度と比較して0.04%厳しくなっております。滞納繰越分の不納欠損額については、前年度と比較いたしまして444万5,901円増加をしております。保険料は制度の健全な運営に欠かせない重要な財源でございまして、保険給付費は人口の高齢化とともにさらに増加していくことが予想されるところでございます。不納欠損処理につきましては、支払いを履行されている者との公平性を期するというを考慮いたしまして、制度の周知徹底とともに一層の収納率向上と不納欠損額の減少に取り組まれるよう要望いたしましたところでございます。

次に、ふるさと市町村圏特別会計でございます。

御案内の基金10億円の活用につきましては、平成14年度から10年国債で運用され、計画的

な各種事業への取り組みがなされてまいりました。しかしながら、10年を経過した平成24年6月に国債が満期を迎えたため、その後は定期預金で運用されております。今後は基金利子の減少により一層厳しい財政事情となりますが、限られた財源を有効に活用していただき、圏域住民の活力につながるよう努められることを望むところでございます。

以上、審査に当たりまして今後の事務事業等に対する意見と留意点を述べたところでございますが、今日の厳しい財政事情の中で、効率的な行政運営を実現することが求められております。景気回復の兆しが見られる一方で、いまだに税収が伸び悩み、また、地方交付税の減少等により構成市町の行財政を取り巻く情勢が厳しい中、当組合としても長期財政計画、行財政改革大綱に基づき、より一層の財政運営の効率化に努めるとともに、広域行政の振興発展を図られるよう要望いたしまして、決算審査の意見といたします。

以上でございます。

○議長（田口好秋君）

これより3議案に対する質疑を一括して行いますが、発言をされる場合は、最初に一般会計・特別会計名を言っていただくようお願いいたします。御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑がないようです。質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

討論ありませんので、討論を終わります。

採決いたします。採決は議案ごとに行います。

第17号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり認定いたしました。

次に、第18号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり認定いたしました。

次に、第19号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり認定いたしました。

ここで、白武監査委員は議員席へ御移動をお願いいたします。

〔白武監査委員、議員席へ移動〕

日程第11～13 第20号議案～第22号議案

○議長（田口好秋君）

次に、日程第11. 第20号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）、日程第12. 第21号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2回）、日程第13. 第22号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（松尾和久君）

第20号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）について御説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,438万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9,271万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、3ページの次のページから掲載しております補正予算説明書のほうで御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをお開きください。

まず、歳入です。1款. 分担金及び負担金では、市町負担金の補正をいたしております。負担金の補正は、基本的に平成26年度歳入歳出決算に伴う前年度繰越金から今回の歳出補正に係る所要額を差し引いた額を減額いたしております。ただ、6目の消防費負担金につきましては、消防費に係る前年度繰越金との調整による補正ではなく、説明欄に記載している内容による補正をいたしております。

説明欄に記載の地方交付税消防費相当額としたものは、地方交付税を算定するための消防

費基準財政需要額をベースに算出している消防費負担金で、平成26年度の消防費基準財政需要額の算定に用いる単位費用が昨年度より100円引き上げられて1万1,300円に改定されたことにより増額するものでございます。その他の2つの項目も、額の確定に伴い補正をするものです。

以上、市町負担金の補正内容ですが、参考といたしまして補正後の市町ごとの負担金について(7)ページ、(8)ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

それでは次に、(3)ページにお戻りください。

4款. 財産収入では、基金利子について利率の確定に伴い補正をするものです。

次に、(4)ページをお開きください。

6款の繰越金では、平成26年度歳入歳出決算に伴う剰余金について補正するものでございます。

なお、これも参考資料として(9)ページに負担金区分ごとの繰越金明細書を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

次に、8款. 諸収入、2項2目. 消防費雑入では、高速道路救急業務支弁金の額の確定に伴う補正をいたしております。

次に、歳出について申し上げます。(5)ページをお開きください。

今回の補正での主な補正について申し上げますと、2款. 総務費、1項1目の一般管理費の補正は、社会保障・税番号制度への対応として、L G W A N 接続のための整備工事、接続工事、合わせて455万9千円を計上いたしております。

4款. 衛生費、1項1目. ごみ処理センター費の25節. 積立金の補正は、今後の財政需要に備えるため、前年度繰越金から1,000万円を積み立てることとしているルールに従い積み立てるものでございます。

5款. 消防費の1項1目の常備消防費です。25節. 積立金では、26年度の消防費決算剰余金のうちから将来の財政需要に備えて2,000万円を積み立てるものです。さらに、2目の消防施設費では、歳入のところでも申し上げましたように、27年度の消防費基準財政需要額の算定に用いる単位費用が100円引き上げられたことにより、利子の積み立てとあわせて積み立てを行うものでございます。

6款. 公債費では、消防施設整備事業債の確定による補正をいたしております。

7款. 予備費では、歳入歳出の財源の調整のための補正をいたしております。

なお、参考資料といたしまして、(10)ページのほうに予備費の明細書を掲載いたしております。

以上で第20号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）についての説明を終わります。

続きまして、第22号議案 平成27年度杵藤広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について御説明いたします。

ふるさと市町村圏特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ824万2千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、3ページの次のページからになります補正予算説明書で御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをごらんください。

まず、歳入です。1款. 財産収入の補正は、ふるさと市町村圏基金利子の確定に伴うものでございます。

2款. 繰入金では、1款の財産収入及び3款の繰越金の補正に伴い、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

3款. 繰越金では、平成26年度決算に伴う剰余金について補正するものです。

次に、歳出について申し上げます。

(4)ページをごらんください。

(4)ページの1款1項1目のふるさと市町村圏事業費では、19節. 負担金補助及び交付金で市町イベント助成金及び啓発事業交付金の補正をいたしております。

平成26年度に各市町へ配分した助成金及び交付金のうち、26年度に活用されずに未執行額として今年度に繰り越された金額をそれぞれ関係する市町に再配分するものでございます。

以上、第22号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）についての御説明を終わります。

○介護保険事務所長（大串 晃君）

第21号議案 平成27年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

今回の補正は歳入歳出予算の補正を行うもので、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に3億2,761万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億3,289万6千円とするものです。

補正の内容について御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをお開きください。

初めに、歳入です。1款. 保険料につきましては、消費税率10%が先送りされ、消費税を財源とした保険料の軽減制度が大幅に縮小され、第1段階から第3段階の第1号被保険者の保険料が増額となり補正するものです。

2款. 分担金及び負担金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る国庫補助金の返還に伴います事務費分については追加で補正をお願いし、第1号被保険者保険料低所得者軽減措置分につきましては減額するものです。

4款. 国庫支出金につきましては、介護保険のシステム改修に係る費用の2分の1の国庫補助金を計上しております。

9款. 繰越金につきましては、前年度の決算剰余金を本年度に繰り入れ、国庫支出金等の返還金及び財政調整基金の積み立てに充てるものです。

続きまして、(4)ページの歳出について御説明申し上げます。

1款. 総務費につきましては、地域密着型サービス事業所の情報管理システム改修に係る費用を計上しております。

5款. 基金積立金につきましては、前年度の決算剰余金と財政調整基金積立金運用利子を積み立てるものです。

7款. 諸支出金につきましては、前年度の介護保険事業の実績により国、県、構成市町への返還金の追加補正となります。

参考資料として、(5)ページに平成27年度介護保険特別会計市町負担金8月補正後の一覧表を、(6)ページに平成26年度介護保険特別会計市町負担金精算表を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田口好秋君）

これより3議案に対する質疑を一括して行います。

質疑される場合は、最初に一般会計・特別会計名を言っていただくようお願いいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

質疑がありませんので、質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

討論を終わります。

それでは、採決をいたします。採決は議案ごとに行います。

まず、第20号議案について原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第21号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第22号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田口好秋君）

御異議ないものと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして8月定例会を閉会いたします。

午後3時2分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

平成 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長 田 口 好 秋

6 番議員 徳 村 博 紀

11番議員 永 尾 光 次

14番議員 田 島 健 一